

売買契約書 契約条項

(契約の目的)

第1条 甲は、乙に対して売買契約書記載の契約車両(以下、「車両」という。)を売買契約書記載の売買価格で売渡すことを約し、乙はこれを承諾した。

(車両の引渡し)

第2条 甲は、乙の指示に基づき、売買契約書記載の車両引渡日に乙の指定する場所にて車両を引き渡す。

2 前項の費用は、乙の負担とする。

(移転登録書類)

第3条 車両所有者の印鑑証明書、委任状、譲渡証明書、有効期限内の自動車税納税の有無が確認できる資料、残債がある場合における残債額が確認できる書類、その他車両の登録名義の変更手続きに必要な書類は、甲の責任において完備し、売買契約書記載の書類引渡日に乙に引き渡すものとする。

2 前項の書類の不備・遅延等により発生する問題についての責任は全て甲が負うものとする。

(売買代金の支払い)

第4条 甲が、第2条第1項により車両を引き渡し、かつ前条第1項の車両の名義変更に必要な書類を乙に引き渡したときは、乙は、売買契約書記載の振込先に銀行振り込みの方法により売買代金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、車両に残債がある場合かつ残債価格が売買価格を上回らない場合は、乙が甲に対し売買価格から残債価格を差し引いた別紙支払い明細書の振込金額を支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、車両に残債がある場合かつ残債価格が売買価格を上回る場合は、甲が乙に対し残債価格から売買価格を差し引いた別紙請求書記載の不足金額を支払うものとする。

4 売買代金または不足金額の支払い期日は、次の各号のとおりとする。

(1) 第1項の場合

原則として車両及び書類引渡し完了日の翌営業日

(2) 第2項の場合

原則として車両及び書類引渡し完了日の翌営業日

(3) 第3項の場合

別紙請求書記載日

(自賠責保険料)

第5条 車両の自賠責保険料は甲の責任において当該年度分まで完納されていることを前提とする。万が一完納されていないときは、未払い分は甲の負担とする。

2 売買契約書記載の売買価格には、自賠責保険未経過保険料相当額を含むものとする。

(自動車税)

第6条 車両の自動車税は甲の責任において当該年度分まで完納されていることを前提とする。万が一完納されていないときは、未払い分は甲の負担とする。

2 年度切り替わり時の自動車税の負担については、別紙「年度切り替わり時の自動車税の取扱いについて」のとおりとする。

3 売買契約書記載の売買価格には自動車税未経過相当額を含むものとする。

(消費税)

第7条 消費税は、売買契約書記載の売買価格に含まれているものとする。

(車両の名義変更)

第8条 甲が乙に対して、第3条記載の名義変更に必要な書類の引き渡しを完了した後は、車両の名義変更については、乙が一切の責任を負うものとする。

(古物営業法による本人確認)

第9条 乙は古物営業法の定めにより、甲に対し運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、住民票の原本等の公的機関が発行する身分証明書の提示等を求めて本人確認を実施する。

(誠実義務)

第10条 甲は、車両につき、以下の各事項を誠実に申告しなければならない。

(1) 自己が車両の真正な所有者又は使用者であり、他に真正な所有者又は使用者が存在しないこと。

(2) 車両の事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外装の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯の点灯の有無及び走行距離。

(3) 甲が未成年者の場合、親権者の同意があること。

2 甲は売買契約書に所要事項を正確、確実に記載、申告し、虚偽の記載および誤記入、記入漏れ等の無いように留意する。万が一、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等によって発生する問題のすべて責任はすべて甲が負うものとする。

3 特に、修復歴の有無の記入欄は、そのいずれであるか、正確にチェックを付することを要するものとする。なお、事故による修復歴の定義については、財団法人自動車公正取引協議会の規約に準じる。

4 甲は、売買契約書に誤記入等を発見した場合は直ちにその旨を乙に報告し訂正しなければならない。

(所有権及び危険負担)

第11条 本契約に基づく車両の所有権は、車両引渡しをもって甲から乙に移転するものとする。

2. 甲乙の責めに帰すべからざる事由による車両の滅失・毀損等の損害については引渡し前においては甲の負担とし、引渡し後については乙の負担とする。

(担保権等の処理)

第12条 車両につき、本契約締結後に抵当権等の担保権の設定または差押え等の事実が判明した場合には、甲の責任において、直ちに抵当権等の担保権または差押え等の解除の処理を行うものとする。

2 前項の費用は、甲の負担とする。

(契約の解除)

第13条 次のいずれかの場合には、乙は、甲に対し事前に通知・催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第10条1項(1)に反する事実が判明したとき。

(2) 引き渡された車両が事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外色の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯点灯の有無及び走行距離に関して契約の 내용에 適合しないものであり、当該契約不適合が中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査において判明しないものであり、かつ、売買契約の目的を達成できないほど契約不適合が重大であるとき。

2 前項の場合のほか、甲及び乙は、相手方が本契約上の債務を履行しない場合、相手方に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときには本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(甲の都合による解約)

第14条 本契約締結後、甲は、自己の都合による本契約の解約はできない。但し、第2条に定める車両引渡し前に限り、甲が解約により乙に生じる相当因果関係のある損害を賠償することを条件に、乙は甲からの解約に応じるものとする。

(損害賠償)

第15条 引渡された車両が事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外色の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯点灯の有無及び走行距離に関して契約の内容に適合しないものであり、これにより乙に損害が生じた場合には、乙は、甲に対し、契約不適合と相当因果関係のある損害について賠償請求ができるものとする。

2 甲が本契約の義務に違反し、これにより乙に損害が生じた場合には、乙は、甲に対し、甲の義務違反と相当因果関係のある損害について賠償請求ができるものとする。ただし、甲の義務違反が甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(強制解約)

第16条 乙は、甲が次の各号の一つに該当する場合には、事前に通知・催告等することなく、直ちに本契約を解除することができる。ただし、甲が個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）である場合はこの限りでない。

- (1) 本契約の一つにでも違反したとき。
- (2) 手形の不渡りを出したとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 第三者から仮差押、仮処分、強制執行を受けたとき。
- (4) 競売の申立を受けたとき、又は整理、会社更生、民事再生手続もしくは破産手続が開始したとき。
- (5) 信用状況の悪化等、契約の解除につき相当の事由が認められるとき。
- (6) 営業の廃止・変更又は合併・解散の決議をしたとき。
- (7) その他乙への著しい背信行為や社会的信用行為を損なう行為と認められたとき

(反社会的勢力の排除)

第17条 甲及び乙は、互いに相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。

- (1) 自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、又は関連会社（以下総称して、「対象者」という）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して、「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

2 前項のほか甲及び乙は、互いに相手方に対し、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し、保証するものとする。

- (1) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為
- (2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (3) 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に対し名目の如何を問わず、資金提供する行為
- (5) 暴力団等の反社会的勢力が甲及び乙の経営に関与する行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反していると合理的に判断した時は、違反した相手方に対し、何らの催告もなく、甲乙間の取引にかかる全ての契約を解除することができ、相手方はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする。

4 甲及び乙は、前項により解除された者が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わないものとする。

(信義則)

第18条 甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決する。

(旧契約)

第19条 本契約締結前に、甲乙間で締結された同一の契約車両を目的物とする契約(以下、「旧契約」という。)が存する場合には、旧契約は、本契約の締結と同時にその効力を失う。

(合意管轄)

第20条 甲及び乙は、本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

以上